

令和 8 年 6 月 1 1 日

第 2 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 說 明 書
(第 2 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第2回廿日市市議会議案説明書目次

報告第5号	専決処分につき承認を求めることについて	1
報告第6号	専決処分につき承認を求めることについて	3
報告第7号	専決処分につき承認を求めることについて	5
報告第8号	専決処分につき承認を求めることについて	7
報告第10号	専決処分事項の報告について	11
報告第11号	専決処分事項の報告について	13
議案第45号	廿日市市監査委員条例等の一部を改正する条例	15
議案第46号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第47号	廿日市市税条例の一部を改正する条例	19
議案第48号	廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例	23
議案第49号	廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第50号	廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例	27
議案第51号	廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例	29
議案第53号	工事請負契約の締結について	31
議案第54号	工事請負契約の締結について	33
議案第55号	工事請負契約の締結について	35
議案第56号	工事請負契約の変更について	37
議案第57号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について	39
議案第58号	工事請負契約の締結について	41
議案第59号	財産の取得について	43
議案第60号	損賠賠償の額を定めることについて	45
議案第61号	廿日市市農業委員会委員の任命の同意について	47

(報告第5号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市税条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、軽自動車税等に係る改正規定が令和8年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 軽自動車税

ア 環境性能割を廃止し、従前の種別割を軽自動車税とした。

イ 軽自動車税の税率を軽減する特例措置の適用期限を2年延長し、令和8年度及び令和9年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の電気軽自動車及び排出ガス性能の優れた天然ガス軽自動車について、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の税率を軽減することとした。

(2) その他必要な規定の整理を行うこととした。

(3) 施行期日

令和8年4月1日

3 専決処分年月日

令和8年3月31日

4 根拠法令

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要す

るため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める
とき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普
通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

(以下略)

- ③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次
の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければなら
ない。

(報告第6号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が令和8年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 地方税法の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことなどに伴い、必要な規定の整理を行うこととした。

(2) 施行期日

令和8年4月1日

3 専決処分年月日

令和8年3月31日

4 根拠法令

報告第5号説明書に同じ。

(報告第7号)

専決処分につき承認を求めることについて

(合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法等の一部を改正する法律において日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部が改正され、軽自動車税に係る改正規定が令和8年4月1日から施行されたことに伴い、合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

- (1) 従前の種別割を軽自動車税とした。
- (2) 施行期日

令和8年4月1日

3 専決処分年月日

令和8年3月31日

4 根拠法令

報告第5号説明書に同じ。

(報告第 8 号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(保 険 課)

1 専決処分した理由

地方税法等の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が令和 8 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 基礎課税額に係る課税限度額を次のとおり改正することとした。

区 分		改正前	改正後
課税限度額	基礎課税額	660,000 円	670,000 円

(2) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を次のとおり定めることとした。

区 分		改正前	改正後
課税限度額	子ども・子育て支援納付金課税額	—	30,000 円

(3) 子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり定めることとした。

区 分	税率又は金額
所得割の税率	100 分の 0.28
被保険者均等割額 (被保険者 1 人につき)	1,174 円
18歳以上被保険者均等割額	63 円

(18歳以上被保険者1人につき)		
世帯別平等割額 (1世帯につき)	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	778円
	特定世帯	389円
	特定継続世帯	584円

- (4) 低所得者に係る保険税軽減判定所得を次のとおり改正することとした。

区 分	改 正 前	改 正 後
5割軽減 判定所得	基礎控除額(43万円) + 30.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	基礎控除額(43万円) + 31万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以 下
2割軽減 判定所得	基礎控除額(43万円) + 56万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以 下	基礎控除額(43万円) + 57万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以 下

- (5) 子ども・子育て支援納付金課税額の減額賦課について、減額する額を現行制度と同様の基準で定めることとした。
- (6) (5)の適用を受けた後の未就学児に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額について、当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を減額することとした。
- (7) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額並びに(5)の適用を受けた後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額について、これらの12分の1の額にそれぞれ当該年度に属する産前産後期間の月数を乗じて得た額を減額することとした。
- (8) (5)、(6)及び(7)の適用を受けた後の18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額について、その全額を減額することとした。
- (9) その他必要な規定の整理を行うこととした。

(10) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

3 専決処分年月日

令和 8 年 3 月 3 1 日

4 根拠法令

報告第 5 号説明書に同じ。

(報告第10号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(人権・市民生活課)

1 専決処分した理由

令和8年2月19日人権・市民生活課の職員が、事務連絡用務のため、公用車を運転して廿日市市大野地内の鯛の原交差点を右折しようとした際、前方から直進してきた普通乗用自動車と接触し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 305,386円

3 専決処分年月日

令和8年5月27日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

(報告第11号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(こども課)

1 専決処分した理由

令和8年1月16日佐方保育園で、保育中の園児が園庭から外に向けて石を投げた際、同園の駐車場に駐車していた軽乗用自動車に石が当たり、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 205,000円

3 専決処分年月日

令和8年3月25日

4 根拠法令

報告第10号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第10号説明書に同じ。

(議案第45号)

廿日市市監査委員条例等の一部を改正する条例

〔 人 事 課 〕
〔 観 光 課 〕
〔 下水道経営課 〕

1 提案の要旨

地方自治法等の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、次のとおり関係条例の規定の整理を行うおうとするものである。

条 例 名	内 容
廿日市市監査委員条例	引用条項を整理する。
昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例	
市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	
廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例	
廿日市市下水道事業の設置等に関する条例	

2 施行期日

令和8年9月24日

(議案第 4 6 号)

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 提案の要旨

国家公務員の特殊勤務手当の額が改定されたことに伴い、本市の緊急消防援助隊として災害応急対策業務に従事する職員の特殊勤務手当の額及び大規模災害において災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当の額等を改正しようとするものである。

(1) 緊急消防援助隊として災害応急対策業務に従事する職員の特殊勤務手当の額の改定

区 分	現 行	改正案
災害応急対策業務に従事した場合	1 日につき 1,080 円	1 日につき 1,440 円
日没時から日出時までの間に従事した場合	1 日につき 1,620 円	1 日につき 2,160 円
規則で定める著しく危険であると認める区域で従事した場合	1 日につき 2,160 円	1 日につき 2,880 円

(2) 大規模災害において災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当の改正

ア 手当額の改定

区 分	現 行	改正案
災害応急作業等に従事した場合	1 日につき 1,080 円	1 日につき 1,440 円
午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に従事した場合	1 日につき 1,620 円	1 日につき 2,160 円

イ 支給区分の追加

規則で定める著しく危険であると認める区域において従事した場合は、1 日につき 2,880 円を支給することとする。

2 施行期日

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

3 根拠法令

(1) 地方自治法

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第24条

- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

第25条

- ③ 給与に関する条例には、次に掲げる事項を規定するものとする。

- (5) 前号に規定するものを除くほか、地方自治法第204条第2項に規定する手当を支給する場合には、当該手当に関する事項

(議案第 4 7 号)

廿日市市税条例の一部を改正する条例

(税制収納課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、次のとおり市民税及び固定資産税に関する規定を改正しようとするものである。

(1) 個人の市民税

ア 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、一定の特定一般用医薬品等の対価に係る部分については、適用期限を撤廃する。

イ 住宅借入金等特別税額控除について、次の措置を講ずる。

(ア) 適用となる期限を 5 年間延長し、令和 2 5 年度分までとする。

(イ) 適用するための要件を居住年が令和 1 2 年までのものとし、その期限を 5 年間延長する。

ウ 肉用牛の売却による事業所得に係る個人の市民税の所得割の課税の特例の適用期限を 3 年間延長し、令和 1 2 年度分までとする。

エ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例について、次の措置を講ずる。

(ア) 適用となる期限を 3 年間延長し、令和 1 1 年度分までとする。

(イ) 譲渡した土地等が地すべり防止区域内等に存する場合には、特例の対象外とする。

オ 特定暗号資産に係る譲渡所得等については、他の所得と区分し、当該譲渡所得等の金額の 1 0 0 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課すこととする。

(2) 固定資産税

ア 家屋及び償却資産に係る免税点を次のとおり改める。

区 分	現 行	改 正 案
家屋	2 0 万円	3 0 万円

償却資産	150万円	180万円
------	-------	-------

イ 次に掲げる再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に取得されたものに係る最初の3年度間の課税標準の特例割合を次のとおり定める。

設備区分	適用要件	特例割合
太陽光発電設備	ペロブスカイト太陽電池を使用した設備であること	2分の1
水力発電設備	出力が5,000キロワット未満の設備であること	2分の1
	出力が5,000キロワット以上3万キロワット未満の設備であること	4分の3
地熱発電設備	出力が1,000キロワット未満の設備であること	3分の2
	出力が1,000キロワット以上の設備であること	2分の1
バイオマス発電設備	出力が1万キロワット未満の設備であること	2分の1
風力発電設備	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に基づく洋上風力発電設備であること	5分の3
	港湾法に基づく洋上風力発電設備又は地球温暖化対策の推進に関する法律若しくは農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に	3分の2

基づく陸上風力発電設備であること

ウ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に政府の補助を受けて一定の改修工事が行われたものであって、当該改修工事に係る部分が一定の基準に適合することにつき証明がされたものについて、当該改修工事が完了した年の翌年度から2年度分の固定資産税の減額割合を3分の1と定め、その減額割合の適用を受けようとする者は、工事完了後3月以内に申告書等を市長に提出しなければならないこととする。

(3) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

令和9年1月1日。ただし、1の(1)のウ及びエの(ア)並びに1の(2)のイ及びウの改正規定については公布の日、1の(2)のアの改正規定については令和9年4月1日、1の(1)のエの(イ)の改正規定については令和10年1月1日、1の(1)のオの改正規定については金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日、1の(3)の改正規定については令和9年1月1日外

3 根拠法令

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

(議案第 4 8 号)

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

(税制収納課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、次のとおり都市計画税に関する規定を改正しようとするものである。

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に政府の補助を受けて一定の改修工事が行われたものであって、当該改修工事に係る部分が一定の基準に適合することにつき証明がされたものについて、当該改修工事が完了した年の翌年度から 2 年度分の都市計画税の減額割合を 3 分の 1 と定め、その減額割合の適用を受けようとする者は、工事完了後 3 月以内に申告書等を市長に提出しなければならないこととする。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

議案第 4 7 号説明書に同じ。

(議案第49号)

廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税
に関する条例の一部を改正する条例

(税制収納課)

1 改正の理由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税の措置を延長するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 不均一課税の適用を受ける条件である地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期限を次のとおり改める。

現 行	改 正 案
令和8年3月31日	令和10年3月31日

- (2) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

第6条

- ② 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

(議案第50号)

廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例

(市 民 課)

1 改正の理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部が改正され、個人番号カードの機能を有する特定在留カード及び特定特別永住者証明書の運用が始まることから、窓口において、印鑑登録証明交付申請書に特定在留カード又は特定特別永住者証明書を添えて印鑑登録証明書の交付の申請を行うことができるようにするなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 印鑑の登録を受けた者のうち特定在留カード又は特定特別永住者証明書を保有する者は、印鑑登録証明交付申請書に個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された特定在留カード又は特定特別永住者証明書を添えて、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができることとする。
- (2) 印鑑の登録を受けた者による多機能端末機等での印鑑登録証明書の交付申請において、個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された特定在留カード又は特定特別永住者証明書を利用して、同証明書の交付を受ける方法を加える。
- (3) 印鑑の登録を受けた者による電子情報処理組織に必要な事項を入力する方法での印鑑登録証明書の交付申請において、個人番号カード用署名用電子証明書が記録された特定在留カード又は特定特別永住者証明書を利用して、同証明書の交付を受ける方法を加える。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

(議案第 5 1 号)

廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する
条例

(住 宅 政 策 課)

1 提案の要旨

水之越住宅を用途廃止しようとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

(1) 地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 公営住宅法

第 4 8 条 事業主体は、この法律で定めるもののほか、公営住宅及び共同施設の管理について必要な事項を条例で定めなければならない。

(議案第 5 3 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市串戸六丁目 1 番 1 号において施工する廿日市市スポーツセンター熱源機等改修工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

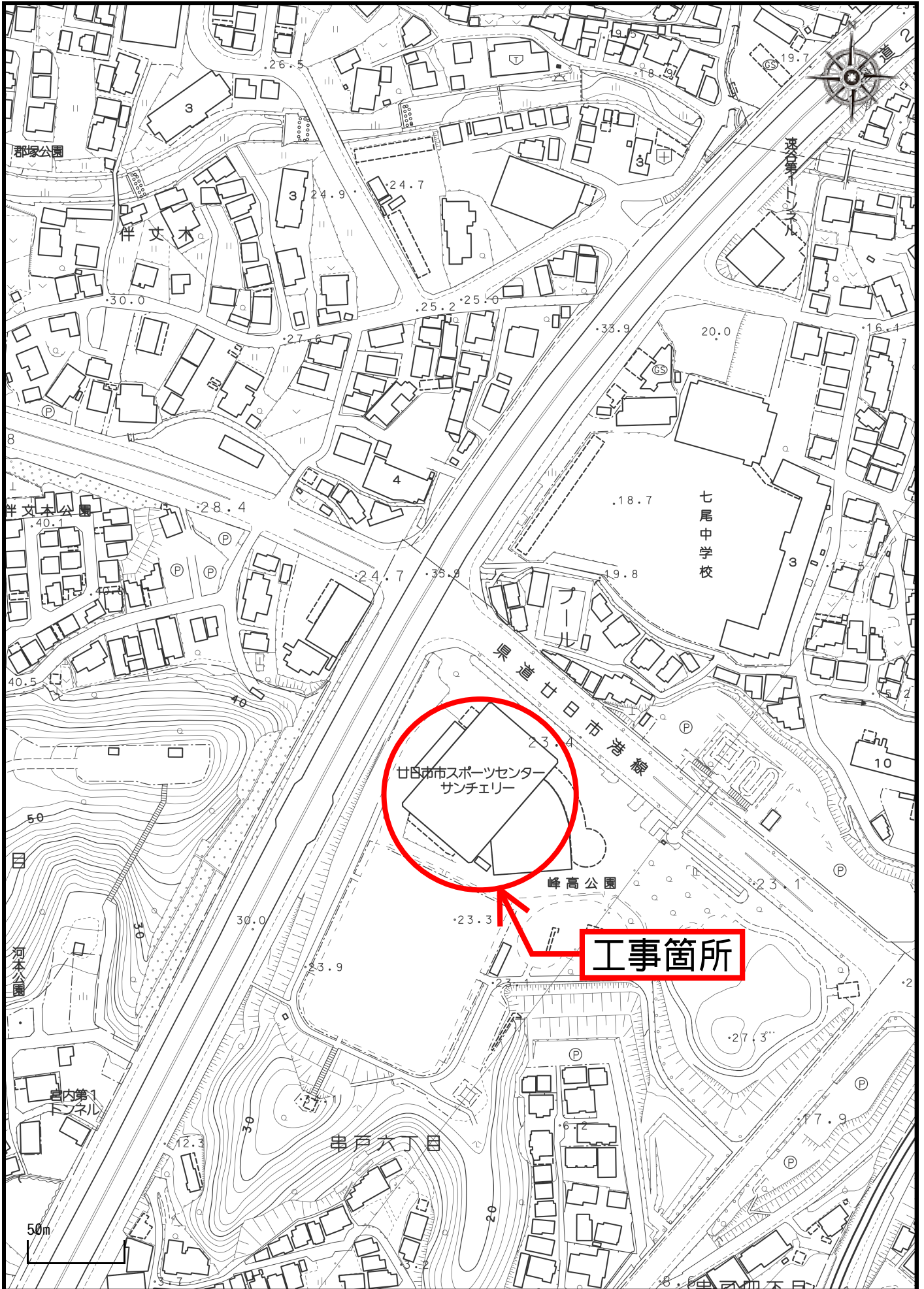
- (1) 工事内容 空調設備改修工事 一式
- (2) 請負金額 1 8 3 , 4 8 3 , 3 0 0 円
- (3) 請 負 者 廿日市市梅原一丁目 4 番 3 9 号
株式会社 竹内
代表取締役 竹 内 朗
- (4) 工 期 議決の日の翌日から
令和 9 年 3 月 2 6 日まで

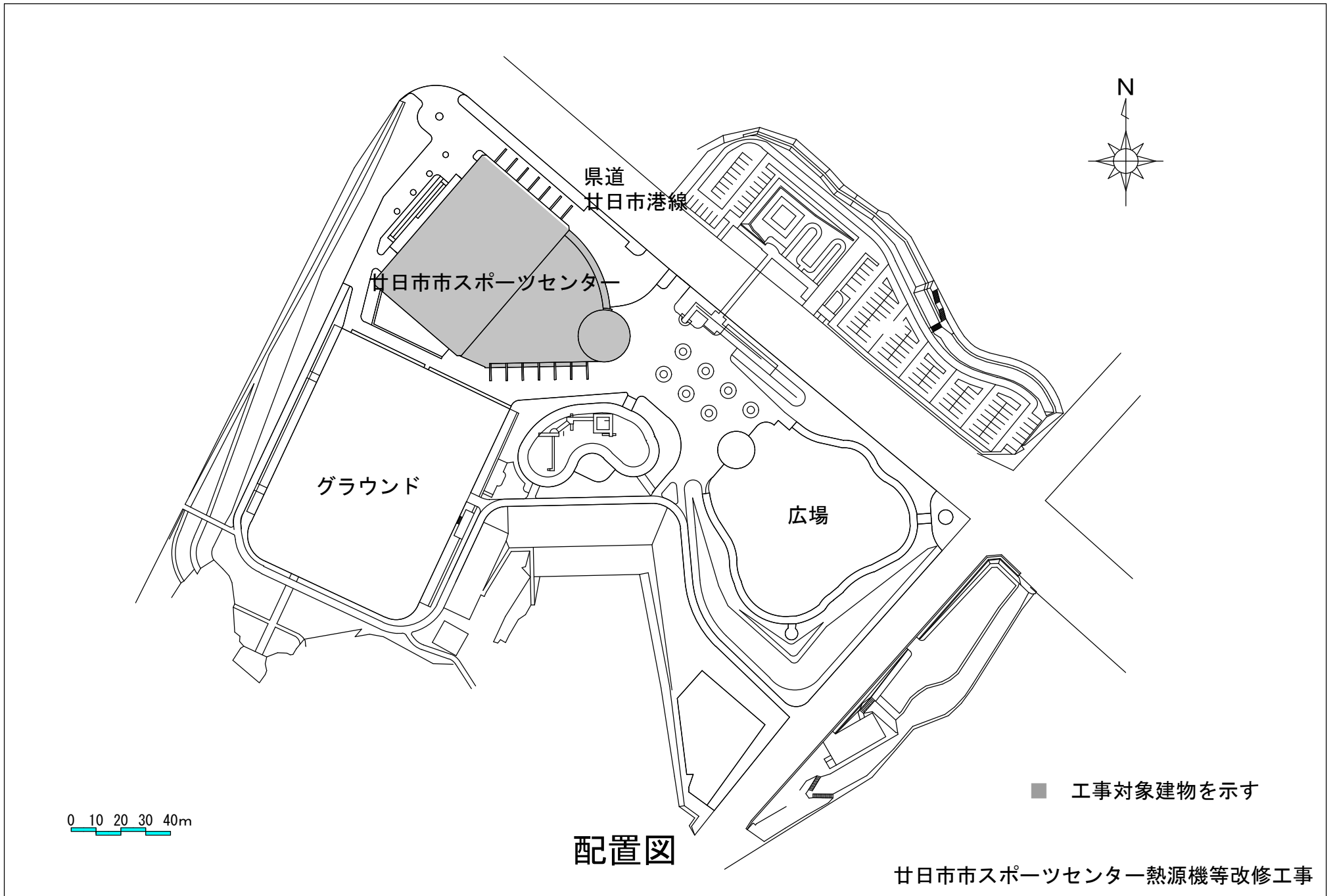
3 根拠法令

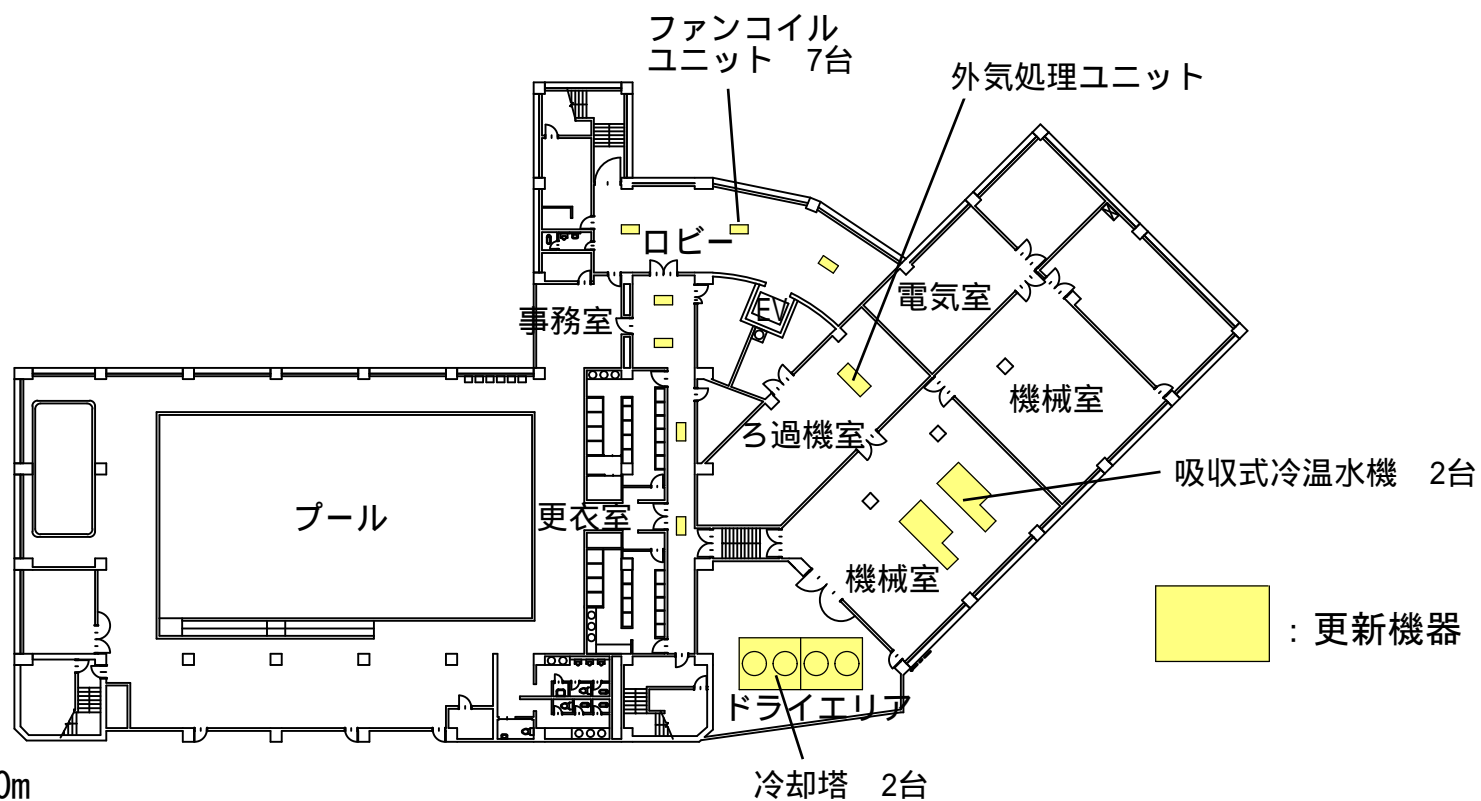
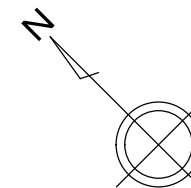
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号
の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1
億 5 , 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

位置図

廿日市市スポーツセンター熱源機等改修工事







0 5 10 15 20m

地下1階平面図

甘日市市スポーツセンター熱源機等改修工事

外気処理ユニット

機械室

柔剣道場

外気処理ユニット

エントランス
ホール

トレーニング室

更衣室
体力測定室

事務室

小会議室

大会議室

■ : 更新機器

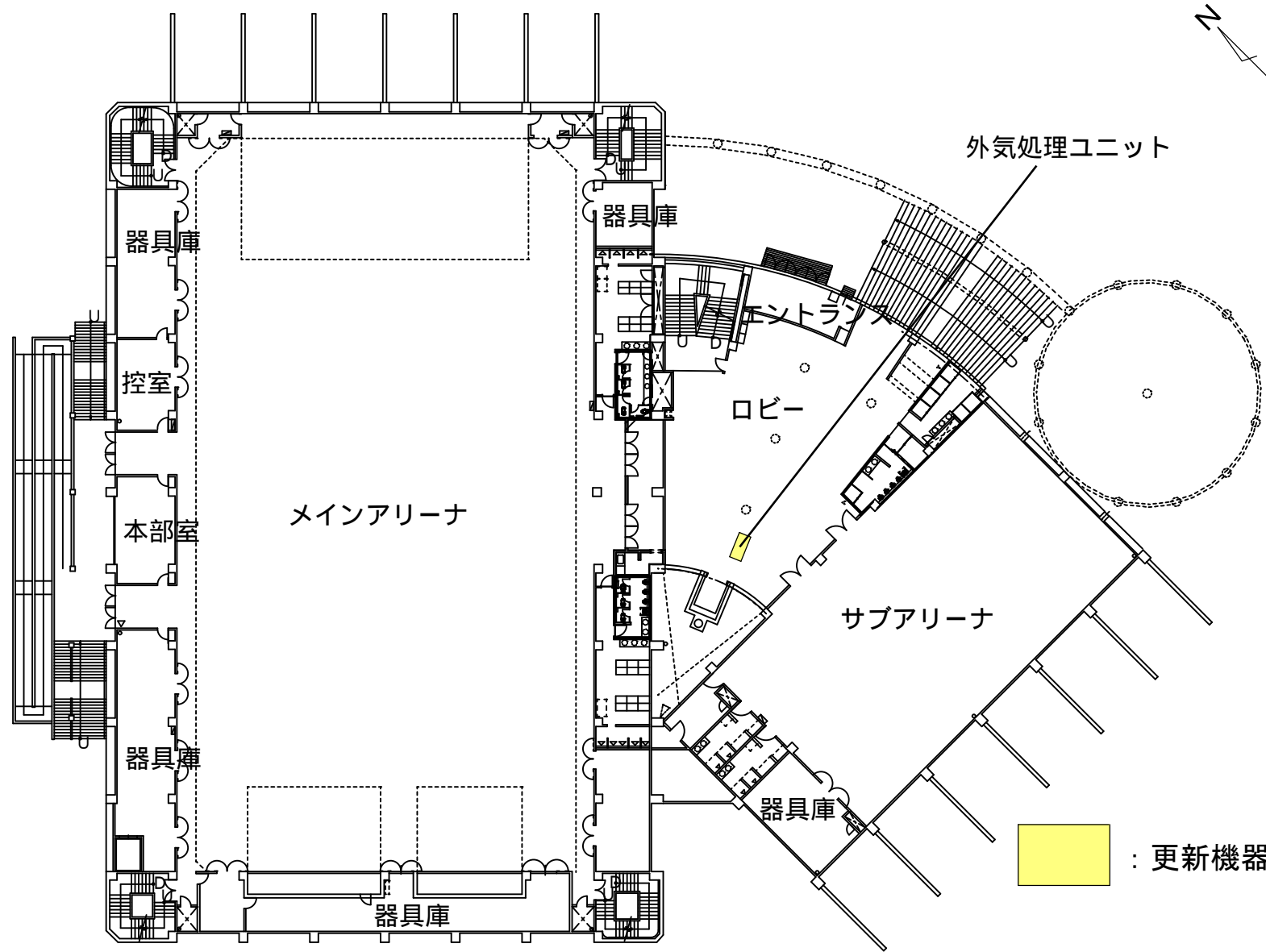
機械室

ドライエリア

0 5 10 15 20m

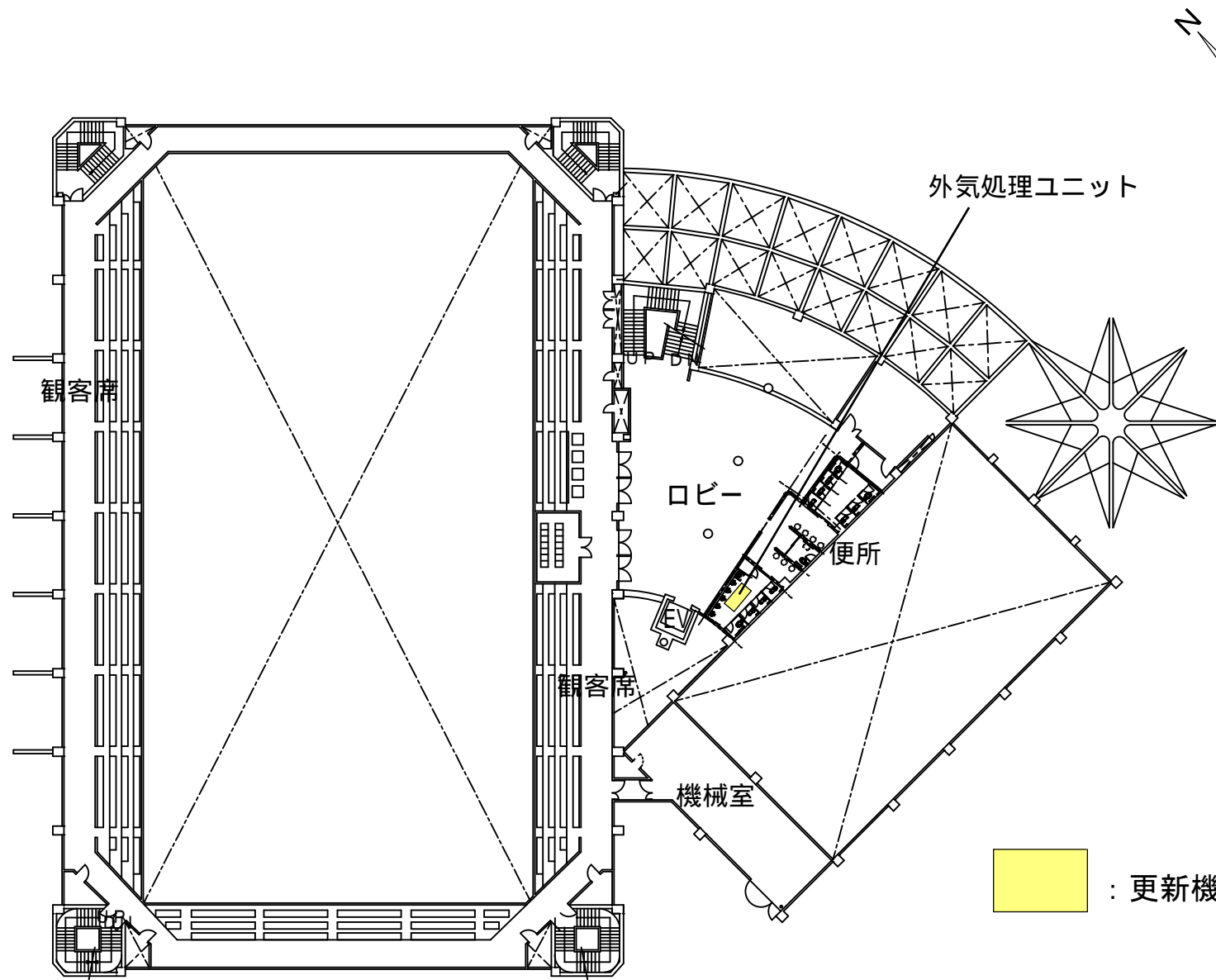
1階平面図

廿日市市スポーツセンター熱源機等改修工事



2階平面図

甘日市市スポーツセンター熱源機等改修工事



0 5 10 15 20m

3階平面図

廿日市市スポーツセンター熱源機等改修工事

(議案第54号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市宮島町779番地2において施工する宮島中学校特別教室棟解体工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 特別教室棟の解体

鉄筋コンクリート造

3階建て

延べ面積 2,738.96平方メートル

(2) 請負金額 195,250,000円

(3) 請 負 者 廿日市市木材港北5番20号

株式会社 シンテツ

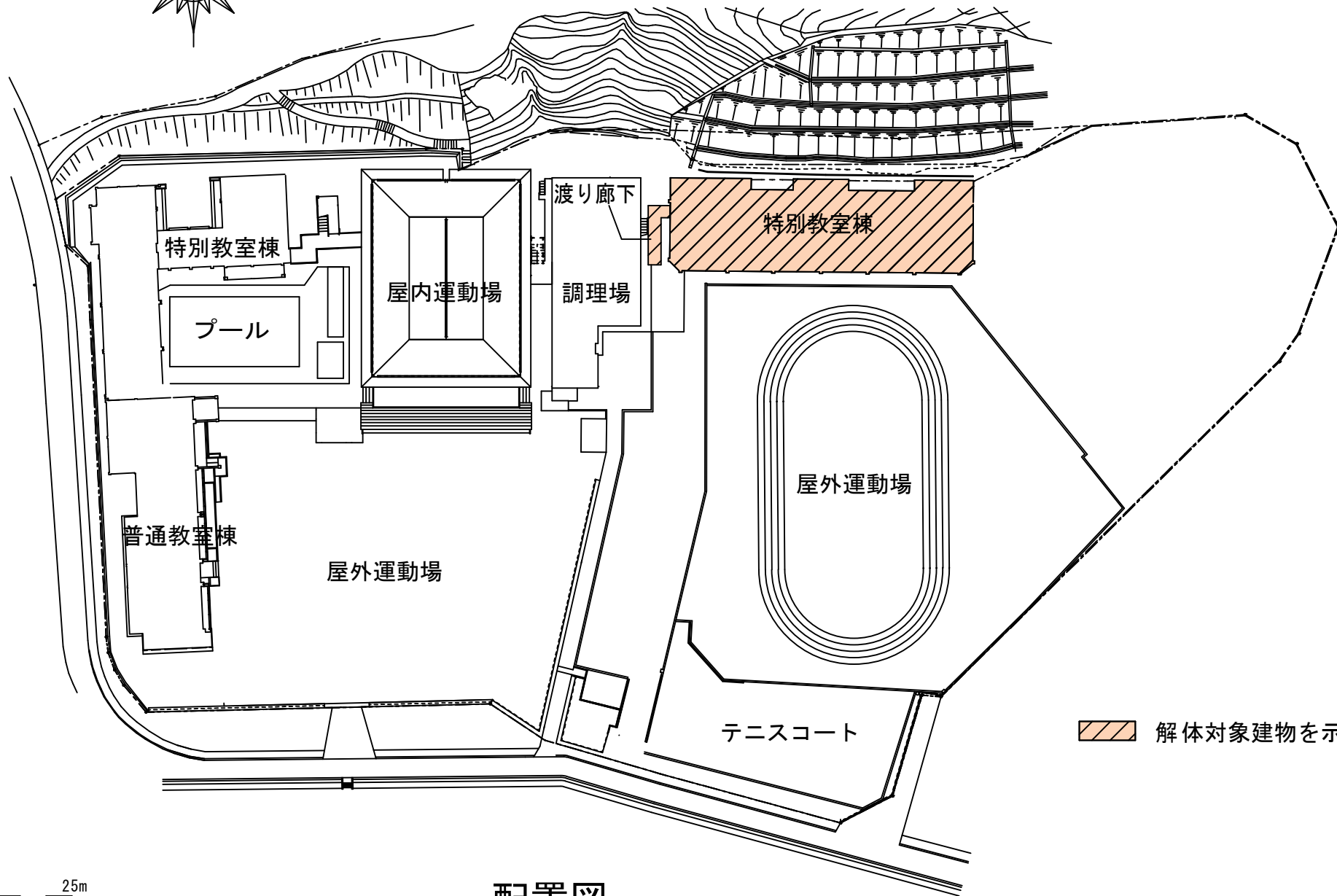
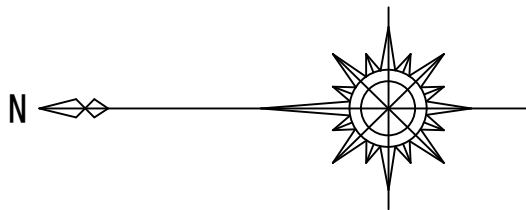
代表取締役 河 野 哲 也

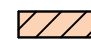
(4) 工 期 議決の日の翌日から

令和9年4月30日まで

3 根拠法令

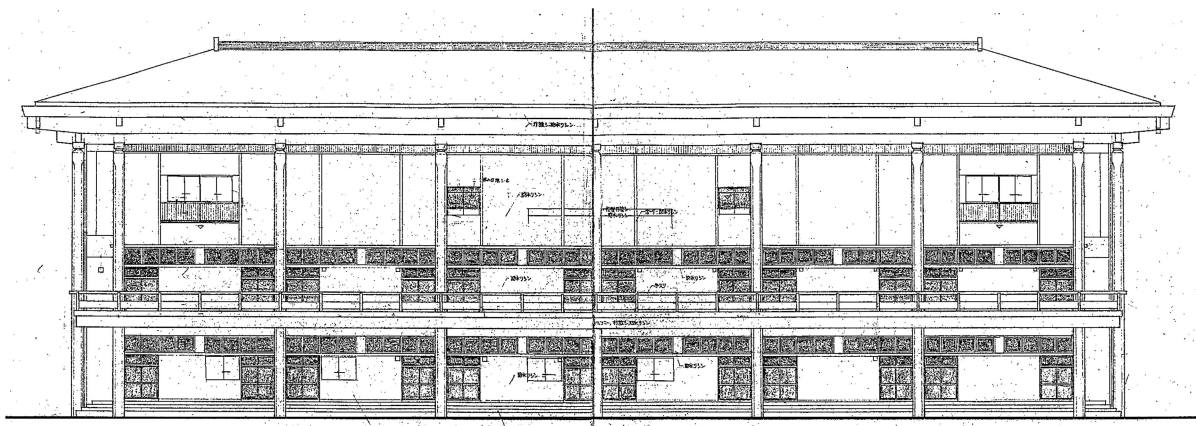
議案第53号説明書に同じ。



 解体対象建物を示す

0m 5m 25m

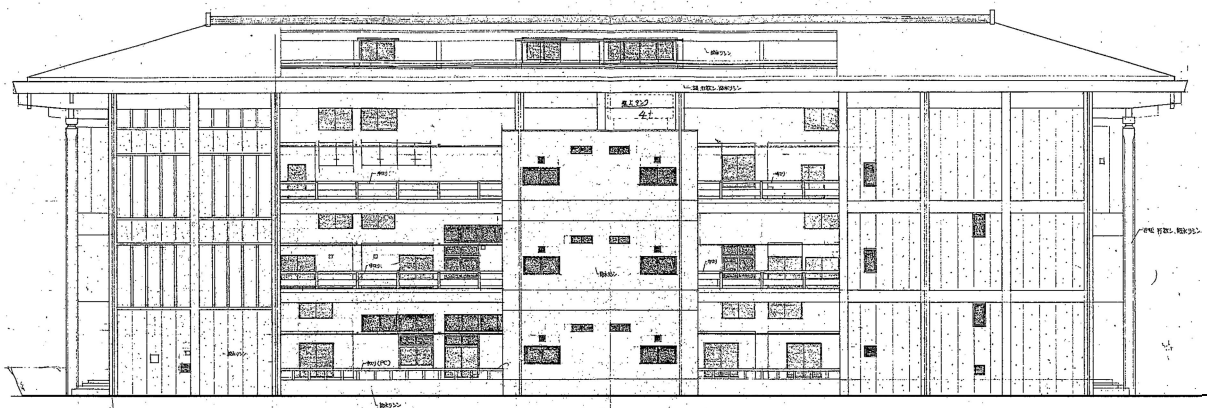
配置図



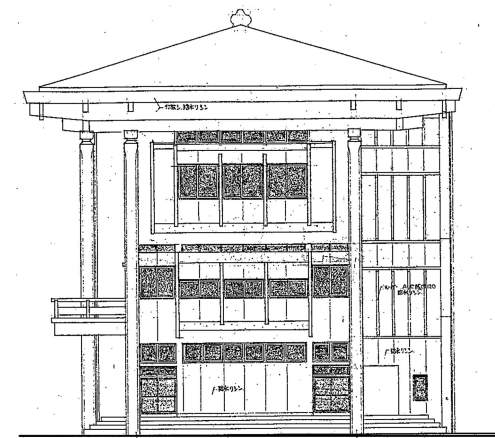
西側立面図



北側立面図



東側立面図



南側立面図



(議案第 5 5 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市大野字早時地内において施工する市道熊ヶ浦鯛ノ原線橋梁^{りょう}上部工製作工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 橋梁^{りょう}上部工製作工事

上部工

橋梁^{りょう}の形式 鋼単純合成箱桁橋^{こうたんじゆんごうせいはこげたきょう}

桁長 47.50メートル

幅員 11.25メートル

(2) 請負金額 229,381,900円

(3) 請 負 者 広島市中区上八丁堀7番1号

佐藤鉄工株式会社広島営業所

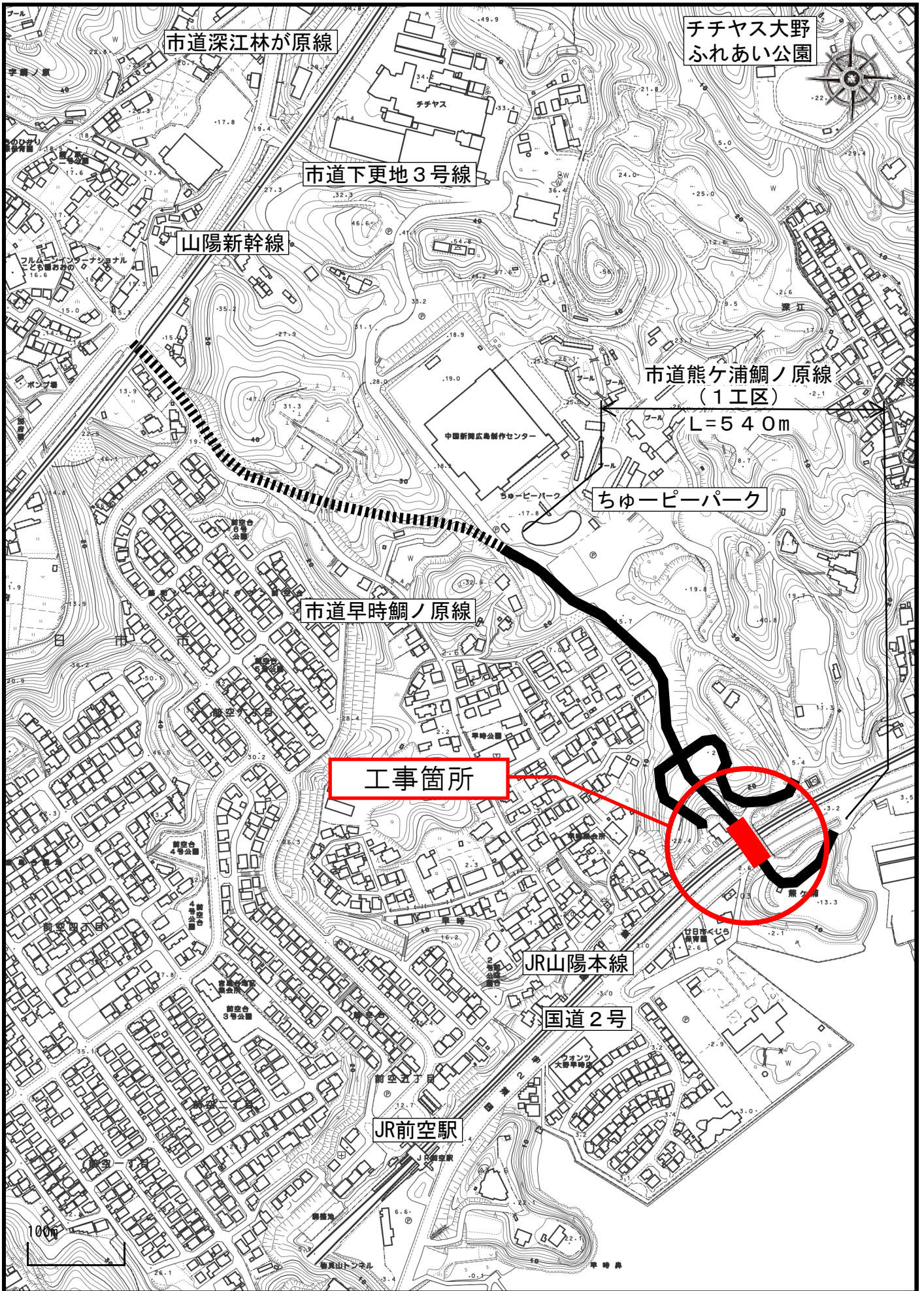
所長 藤 山 賢 二

(4) 工 期 議決の日の翌日から

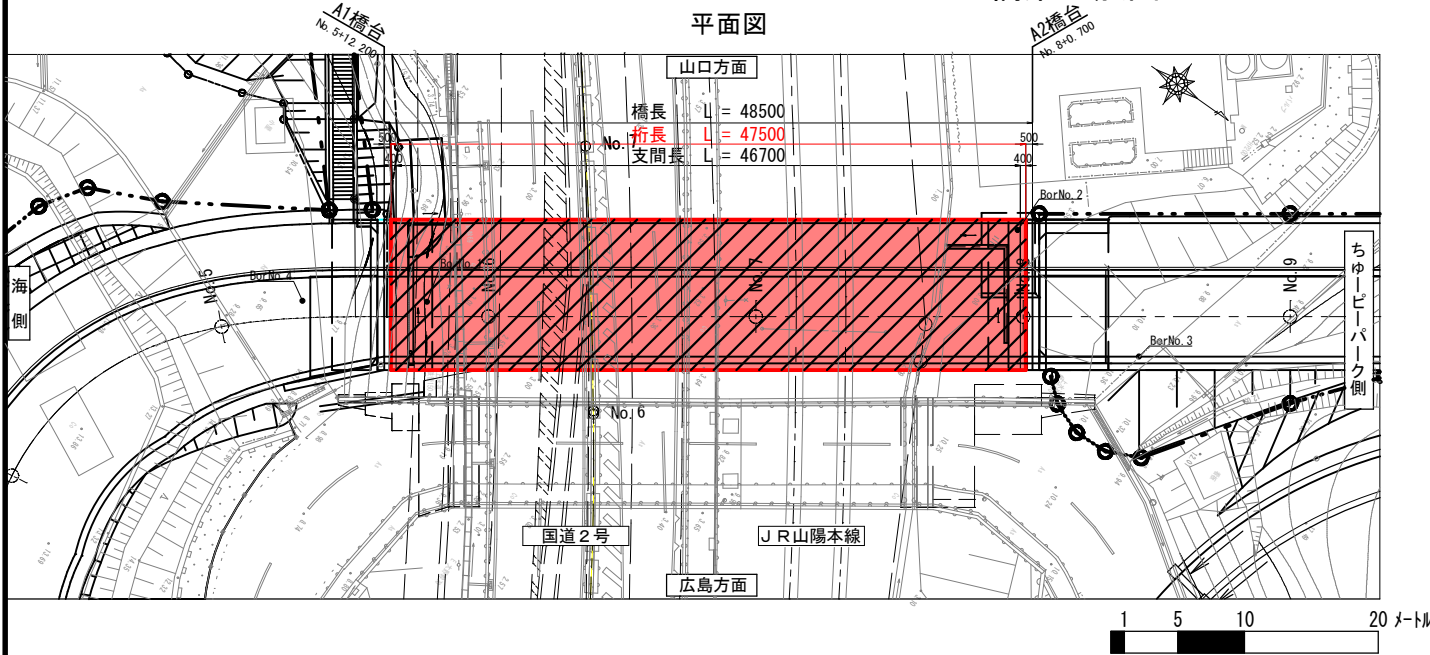
令和9年9月30日まで

3 根拠法令

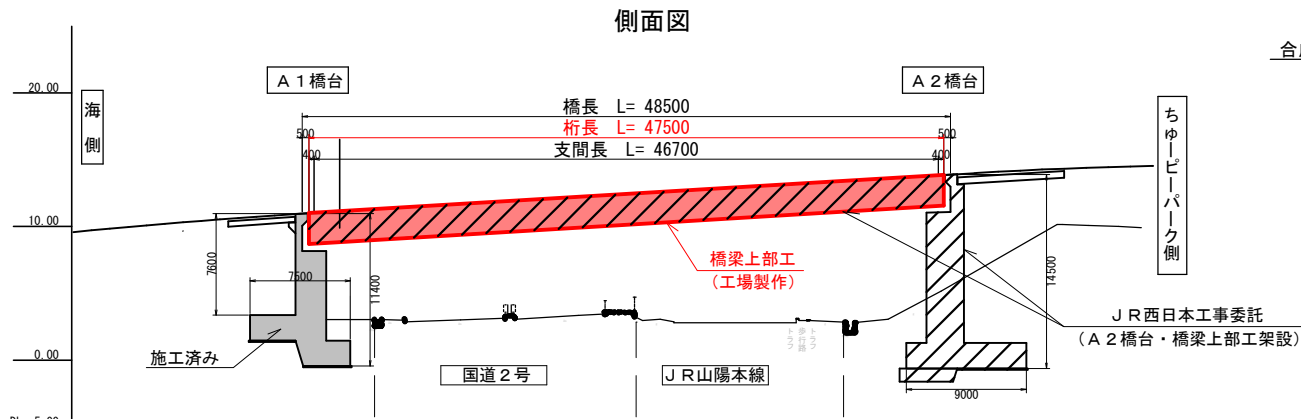
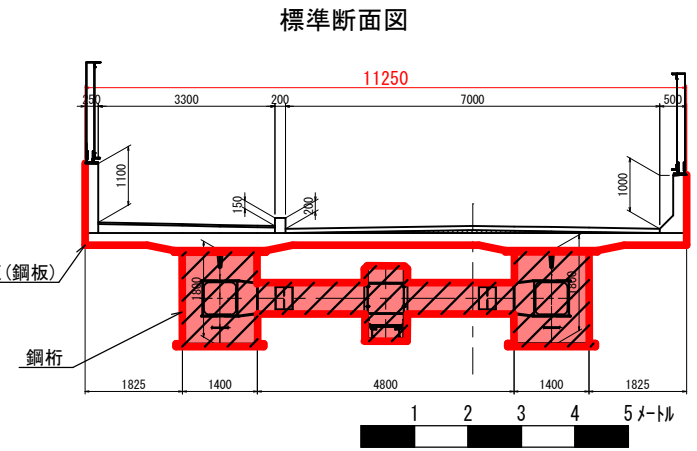
議案第 5 3 号説明書に同じ。



橋梁一般図



- : 橋梁上部工 (工場製作)
- : JR西日本工事委託



勾配	$i=9.648\%$ $L=68.700$		$i=6.000\%$ $L=70.000$		$i=1.509\%$ $L=163.000$	
計画高	10.033	10.963	11.438	12.638	13.838	14.579
地盤高			2.86	3.35	5.18	9.70
追加距離	100.000	112.200	120.000	127.712	160.000	180.000
測点	NO.5	No. 5+12.20 (A1橋台)	NO.6	交点1	NO.7	NO.8+0.70 (A2橋台)

(議案第 5 6 号)

工事請負契約の変更について

(契 約 課)

1 変更の理由

令和 8 年議案第 3 7 号により契約を締結することについて議決を得た新機能都市開発事業に伴う電線共同溝整備工事（4 工区）の請負契約については、近接工事による諸経費調整により、請負金額を変更する必要があるものである。

2 変更の内容

現 請 負 金 額	変 更 請 負 金 額	減 少 額
212,300,000円	193,779,300円	18,520,700円

3 根拠法令

議案第 5 3 号説明書に同じ。

(議案第 57 号)

住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

(市 民 課)

1 提案の理由

平良丘陵開発土地区画整理事業区域の一部及びその区域に隣接する土地の一部について、住居表示を実施しようとするものである。

2 住居表示の内容

住居表示を実施すべき市街地の区域	別図の斜線で示す区域
住居表示の方法	街区方式

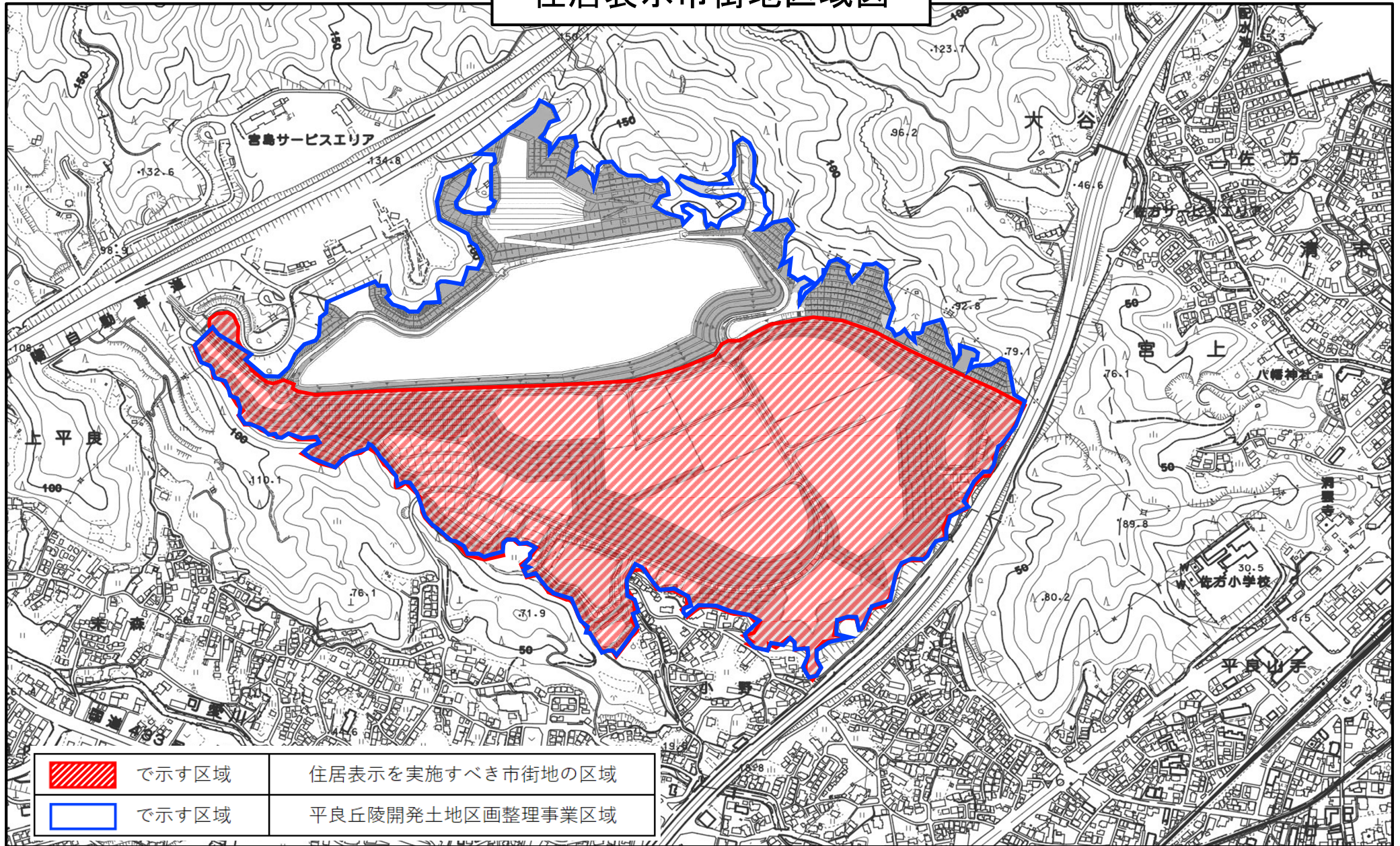
3 根拠法令

住居表示に関する法律

第 3 条 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

住居表示市街地区域図

別図



(議案第 5 8 号)

工事請負契約の締結について

(宮島水族館企画室)

1 提案の要旨

廿日市市宮島町 1 0 番地 3 において施工する宮島水族館設備更新及び施設修繕工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

- (1) 工事内容 設備更新工事 一式
施設修繕工事 一式
- (2) 請負金額 4 7 9 , 3 8 0 , 0 0 0 円
- (3) 請 負 者 広島市中区上八丁堀 4 番 1 号
五洋建設株式会社中国支店
常務執行役員支店長 谷 川 純 一
- (4) 工 期 議決の日の翌日から
令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 根拠法令

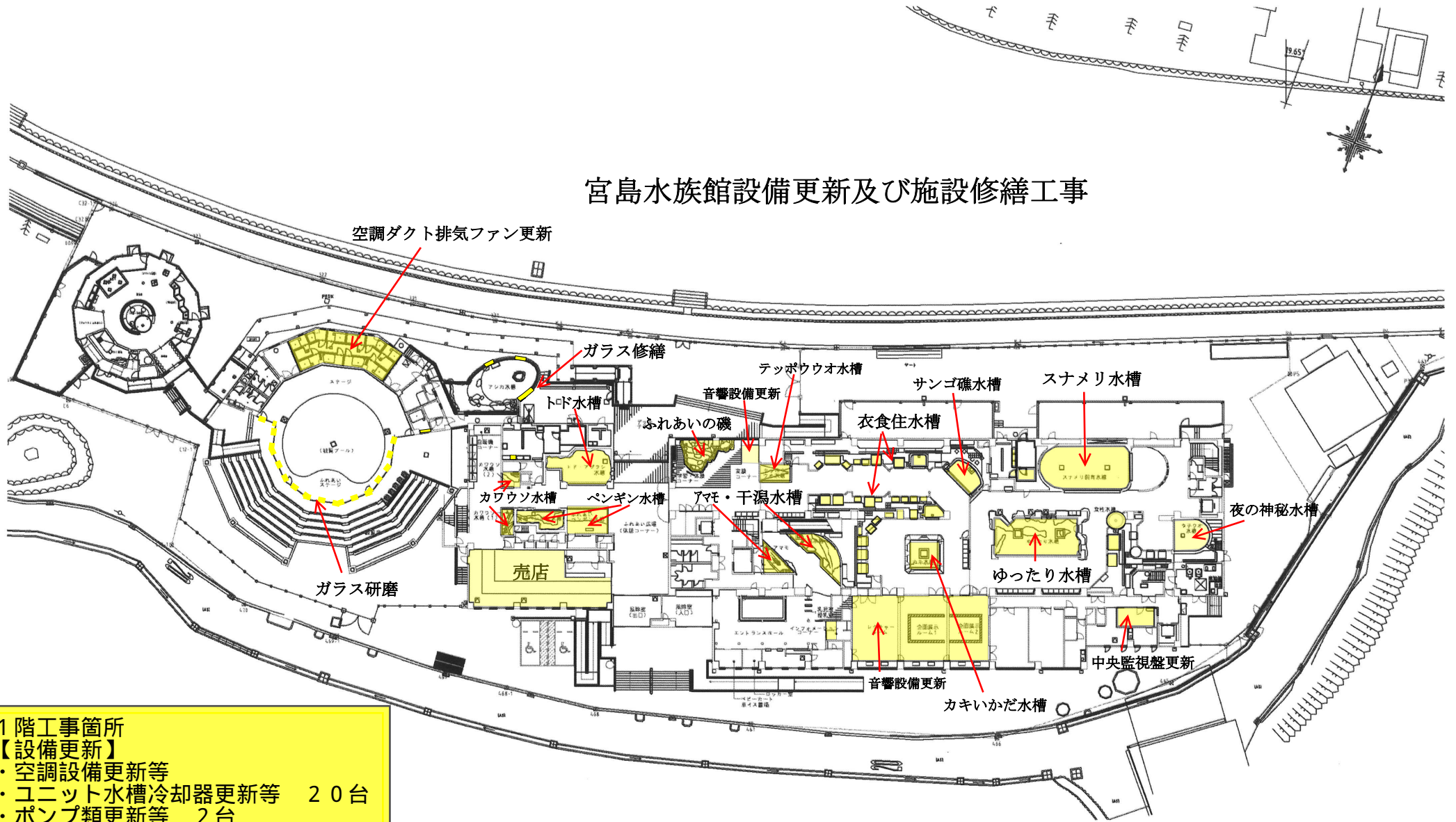
議案第 5 3 号説明書に同じ。

位置図

宮島水族館設備更新及び施設修繕工事



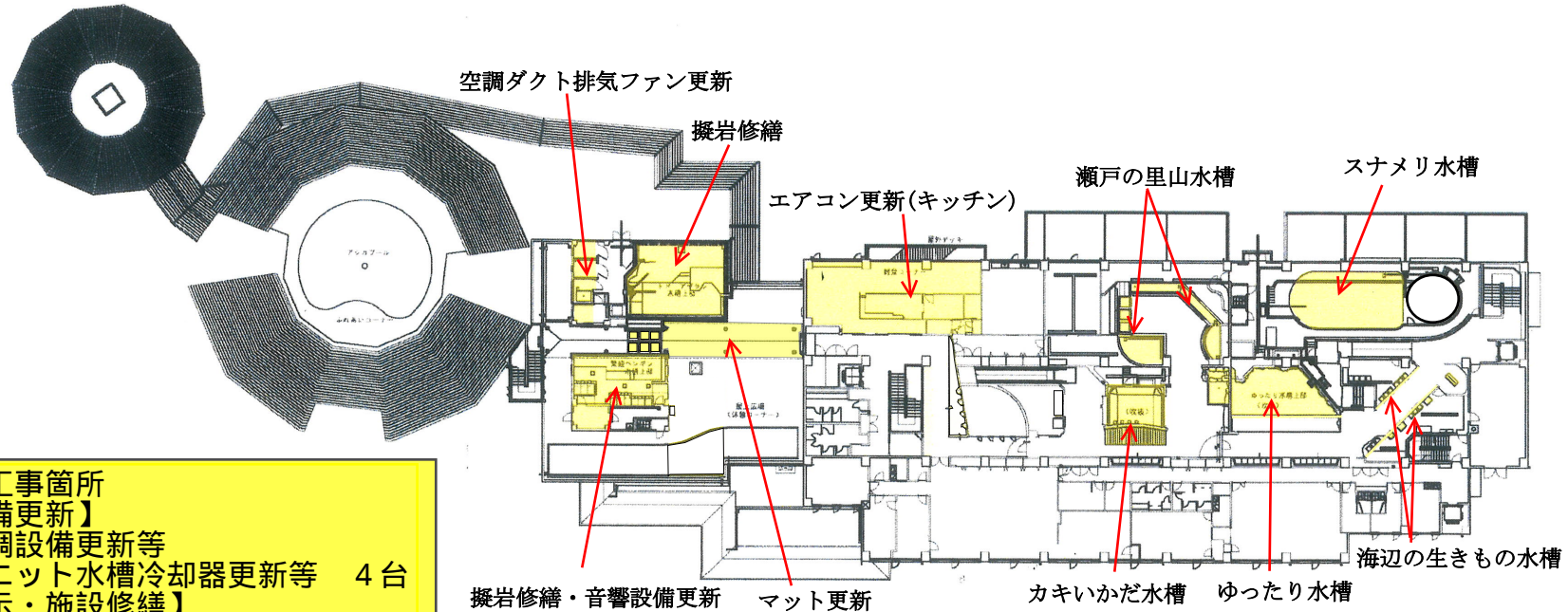
宮島水族館設備更新及び施設修繕工事



- 1階工事箇所**
- 【設備更新】**
- ・空調設備更新等
 - ・ユニット水槽冷却器更新等 20台
 - ・ポンプ類更新等 2台
 - ・配管・配線工事等
 - ・中央監視盤更新
- 【展示・施設修繕】**
- ・各水槽修繕等 15水槽
 - ・各ガラス研磨 33箇所
 - ・各水槽照明LED化等 8箇所
 - ・音響設備更新等 5箇所
 - ・施設修繕等

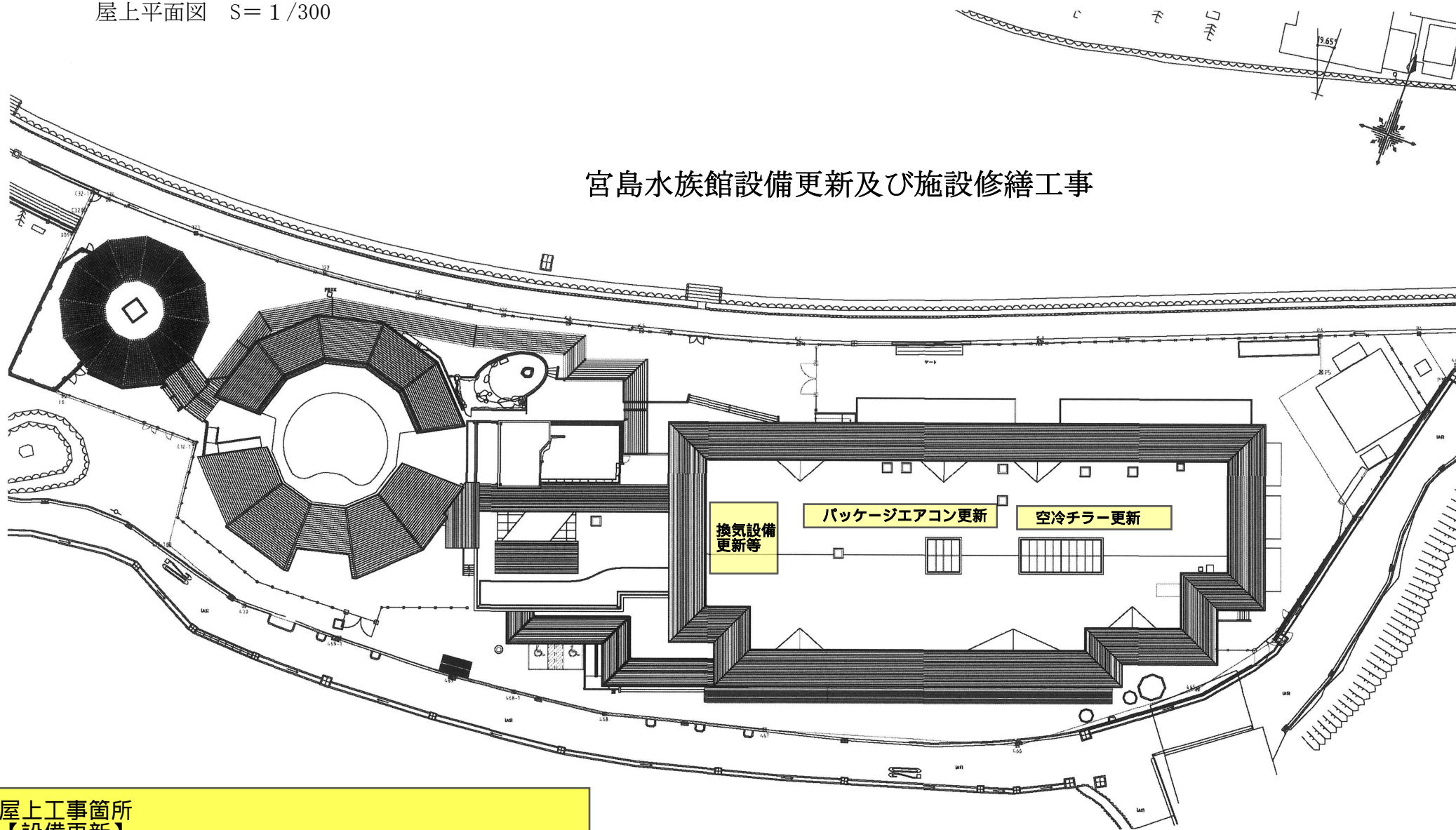


宮島水族館設備更新及び施設修繕工事



- 2階工事箇所
- 【設備更新】
- ・空調設備更新等
- ・ユニット水槽冷却器更新等 4台
- 【展示・施設修繕】
- ・トド・ペンギン水槽擬岩修繕等
- ・各ガラス研磨 18箇所
- ・各水槽照明LED化等 2箇所
- ・音響設備更新等 1箇所
- ・施設修繕等

宮島水族館設備更新及び施設修繕工事



- 屋上工事箇所
【設備更新】
- ・空冷チラー更新 3台
 - ・パッケージエアコン更新 室外機 1 2 台・室内機 7 9 台
 - ・換気設備更新等

(議案第59号)

財産の取得について

(維持管理課)

1 提案の要旨

吉和地域における道路除雪事業に使用する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品名 小型除雪車

数量 1台

3 取得価格 41,800,000円

4 相手方 広島市安佐北区安佐町大字飯室6362番地2

株式会社 イトー

代表取締役 伊藤 滋

5 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(議案第60号)

損害賠償の額を定めることについて

(維持管理課)

1 提案の理由

令和8年4月5日 が、小型乗用自動車を運転して、廿日市市地御前地内の市道地御前対巖山線を西広島バイパス方面へ進行中、左側道路法面から枯れた竹が倒れ、走行中の同車に接触したことにより、同車が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。

2 内 容

(1) 損害賠償額 1, 265, 800円

3 根拠法令

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

4 参照法令

国家賠償法

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

(議案第 6 1 号)

廿日市市農業委員会委員の任命の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 岩木國明委員、岩本博志委員、岡真由美委員、梶原安行委員、神鳥正貴委員、木浦紀幸委員、河井孝之委員、是佐恵美子委員、中田安義委員、中谷純子委員、古川憲吾委員、松井祥壯委員、山田政則委員及び吉田雅子委員は、令和 8 年 7 月 1 9 日をもって任期が満了するので、その後任委員を任命しようとするものである。

(2) 後任委員

岩 木 國 明 (再任)

岡 真由美 (再任)

神 鳥 正 貴 (再任)

木 浦 紀 幸 (再任)

河 井 孝 之 (再任)

是 佐 恵美子 (再任)

中 谷 純 子 (再任)

古 川 憲 吾 (再任)

山 田 政 則 (再任)

吉 田 雅 子 (再任)

阿 部 勝 也 (新任)

久保田 智 恵 (新任)

増 田 泰 和 (新任)

松 浦 正 人 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

岩 木 國 明

岩 本 博 志

岡 真由美

梶 原 安 行
神 鳥 正 貴
木 浦 紀 幸
河 井 孝 之
是 佐 惠美子
中 田 安 義
中 谷 純 子
古 川 憲 吾
松 井 祥 壯
山 田 政 則
吉 田 雅 子

2 根拠法令

農業委員会等に関する法律

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。